

## しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

### 1 趣旨

静岡県における就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。）への支援については、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（以下「行動計画」という。）における基本的考え方等を踏まえ、静岡県内の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しずおかPF」という。）を令和2年8月7日に設置し、これまで取り組んできた。

このことについて、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置づけ、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、国全体として成果を積み上げる方針が示されたことから、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日決定）（以下「新行動計画」という。）における基本的な考え方を踏まえ、引き続きしずおかPFを設置し、取り組みを推進していくこととする。

### 2 構成員

別紙1 「しずおかプラットフォーム 構成員（機関・団体名）」のとおりとする。

### 3 各構成員の役割

#### （1）行政側

##### ①静岡県労働局（職業安定部）

- ・しずおかPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知広報

##### ②静岡県（経済産業部就業支援局）

- ・しずおかPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知広報

##### ③静岡県（健康福祉部福祉長寿局・障害者支援局）

- ・市町PFとの連絡調整

- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町P Fと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④支援機関(ハローワーク、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部、静岡県社会福祉協議会等)

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体、業界団体等

- ・企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 しずおかP Fにおける取組事項

しずおかP Fにおいては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

## (2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

### ①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

### ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

### ③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

## (3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、K P I(当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

②目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、「就職氷河期世代 活躍支援に係る都道府県プラットフォーム計画策定指針」も参考に事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

## (4) 市町 P F との連携

静岡県は、管内市町 P F の事務局と連絡調整を図り、管内市町 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・県レベルの経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・県域を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町P Fの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う

#### 5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

#### 6 秘密の保持

しずおかP Fの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本設置要領は、令和2年8月7日から施行する。

令和5年7月13日 一部改正

## しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

区分	構成員(機関・団体名)
経済団体	静岡県経営者協会
	静岡県商工会議所連合会
	静岡県中小企業団体中央会
	静岡県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 静岡県連合会
業界団体	静岡県建設業協会
	静岡県トラック協会
	静岡県老人福祉施設協議会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部
	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
地域	静岡市保健福祉長寿局
	静岡市経済局商工部
	浜松市産業部
行政	静岡県経済産業部就業支援局
	静岡県健康福祉部福祉長寿局
	静岡県健康福祉部障害者支援局
	静岡労働局職業安定部